

令和8年度青森県スポットワーク活用事例創出業務委託 企画提案競技実施要領

1 趣旨・目的

県内事業者の労働力確保の一つの手段として、短時間・単発の雇用であるスポットワークの活用促進に向け、スポットワーク未活用事業者のモニター利用を通じて、メリットの周知等のための活用事例を創出することとし、当該業務を運営する受託事業者を下記により選定するものである。

2 委託業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

3 委託業務の上限額

2, 574千円（消費税及び地方消費税等を含む。）

4 業務委託の期間

契約締結の日から令和9年3月1日（月）まで

5 受託事業者決定までのスケジュール(予定)

- (1) 募集の開始：令和8年4月8日（水）
- (2) 質問書の提出：令和8年4月13日（月）17時
- (3) 質問書への回答：令和8年4月15日（水）
- (4) 参加表明書の提出：令和8年4月17日（金）17時
- (5) 企画提案書の提出：令和8年4月24日（金）17時
- (6) 審査結果の通知：令和8年5月中旬
- (7) 契約締結：令和8年5月下旬
- (8) 業務開始：令和8年5月下旬

6 参加資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

- ア 民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。
- イ 本業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- エ 県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- オ 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- カ 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

7 応募に関する質問

- (1) 受付期限
令和8年4月13日（月）17時
- (2) 提出方法

質問書(様式1)を、「12 問い合わせ・応募窓口」宛に電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

期限までに提出されたすべての質問を取りまとめ、ホームページに掲載する。

8 参加表明書の提出

本事業に参加する意思がある者は、下記(1)のとおり参加表明書を作成し、提出すること。

ただし、青森県の「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されていない者は、下記(2)の添付書類も提出すること。

(1) 提出様式

様式2のとおり

(2) 添付書類

① 法人等の概要、組織図、役員名簿

② 定款又はこれに代わるもの(規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等)の写し

③ 直近の事業報告書及び収支決算(見込)書

(3) 提出期限

令和8年4月17日(金)17時(必着)

(4) 提出先及び提出方法

「12 問い合わせ・応募窓口」へ、電子メール又は郵送により提出すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月24日(金)17時

(2) 提出方法

「12 問い合わせ・応募窓口」宛に電子メール、直接持参、郵送のいずれかの方法で提出すること。なお、直接持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

仕様書に基づき、次の項目を参考にすること。

ア 提案の要旨

イ 実施体制(事業を実施するための体制、人員の配置等)

ウ 企画の内容(仕様書に基づく各種取組の詳細)

エ 業務工程表

オ 企業概要

カ 過去の類似業務実績

② 経費見積書

ア 経費見積書には、仕様書をもとに、着手から納品までの全ての経費とその内訳を明記すること。

イ 金額には、消費税及び地方消費税を含むこと。

③ 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書(写し)

④ 定款の写し又は履歴事項全部証明書の写し

(4) 提出部数(持参又は郵送の場合)

正本1部、副本5部

10 審査

- (1) 審査は、提出された企画提案書を比較検討し、順位を決定するため、スポットワーク導入支援等業務委託企画提案審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査基準に基づき総合的な評価を行い、評価点の合計が最も高い者を委託候補者として決定する。
- (2) 審査会では企画提案書に基づく書面審査を実施する。
[審査項目]
 - ① 事業の理解度
 - ・ 事業の趣旨、目的を理解し、提案内容に反映されているか。
 - ・ 意欲的な提案となっているか。
 - ② 的確性
 - ・ 事業の目的達成に向けて効果的な内容か。（伴走支援、広報ツールの提案等）
 - ・ 確実に業務遂行が可能な全体スケジュールとなっているか。
 - ③ 業務執行体制
 - ・ 業務を円滑に遂行できる人員体制となっているか。
 - ・ 事業者からの相談対応や頻繁な現地訪問が可能か。
 - ・ 多様な業種のスポットワーク導入支援に対応できるか。
 - ④ 効率性
提案内容を実現するための経費が盛り込まれており妥当な金額か。
 - ⑤ 業務の実績
これまでの実績や本業務で成果を出すためのノウハウなどがあるか。
- (3) 審査の結果については、令和8年5月中旬頃（予定）に全ての参加者に文書で通知する。
- (4) 審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

11 その他留意事項

- (1) 参加者から提出されたすべての書類や資料の所有権は発注者にあるものとし、返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (3) 提出された提案書を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- (4) 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 参加に要する経費は、すべて各参加者の負担とする。
- (7) 提案書の審査は、提出された内容に基づき行うが、受注者決定後、提案内容について両者協議の上、変更することがある。また、委託金額について、受注者決定後、改めて見積書の提出を受けて、決定する。
- (8) 提出された提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとするが、受注者決定後の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商標権、その他の一切の権利は、発注者に帰属するものとする。なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、提案者に全て帰するものとする。
また、受注者は、成果物に関し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

12 問い合わせ・応募窓口

青森県総合政策部総合政策課 所得向上・労働力確保対策グループ
〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁南棟3階

TEL : 017-734-9131

E-mail : sousei@pref.aomori.lg.jp